

平成 31 年度 第 4 回 仙台市建築審査会

1 開催日及び場所

令和 2 年 1 月 30 日（木）09 時 30 分～11 時 00 分
青葉区役所 4 階第一・第二会議室

2 出席者

(1) 建築審査会委員

橋本 治子	委員
竹内 泰	委員
平野 勝也	委員
伊藤 美由紀	委員
千葉 琢夫	委員

(2) 仙台市建築審査会事務局職員

6 人

(3) 建築許可関係各課職員

12 人

(4) 説明員（許可申請者側）

[案件 1] 4 人

(5) 傍聴人

なし

3 議事の概要

●議事録署名委員の指名について

- ・千葉会長が、橋本委員と竹内委員を議事録署名委員に指名。

●案件 1 についての審議

- ・事務局より案件の概要について説明

伊藤委員 : イベント等を交流体験スペースで行われるということだが、どのような車両が、大型展示搬入口のどの辺りまで進入してくるのか。車両が進入すること考えた動線計画になっているのか。

議長 : 大型展示物の展示品の搬入動線について説明をお願いします。設計者から説明して頂いても構いません。

設計者 : 大型展示物として山鉾（山車）を展示する計画としており、搬入の方法としては西側スロープからトラックを進入させ、建物寄りに回転スペースで転回し、山鉾を下ろし、大型展示搬入口から搬入します。

伊藤委員 : 山鉾の搬入する車両だけで、ショップ、カフェなどの商品などを搬入する車両が進入するようなスペースとしては使われないのか。また、ごみ置き場はどこから出入りして使う動線計画なのか。気になるのは、スロープに多くの車両が進入してくると思うので搬入口のきちんとした使われ方がされるように計画すべきだと思います。

事務局 : 一般の方が利用する時間帯とバックヤードに物を運び入れる時間帯をずらすようにしているので影響が発生しにくいように配慮します。

伊藤委員 : きちんとルール化して頂き、運用してもらえば良いと思います。

事務局 : 公園を散策する方もいるので、十分配慮していきたいと思います。基本的には、ショップ、カフェの物品は通用口から搬入すると伺っておりますので、十分注意を払いながら運用して参ります。

平野委員 : 車止めは設置されないのでしょうか。運送の方が間違っ正面玄関の方に回り込んでくるのではないのでしょうか。

伊藤委員 : 勘違いするかもしれないですね。

設計者 : 車止めの設置個所については、西側の敷地外側の大型展示搬入口進入スロープに車止めを設置しております。

議長 : 常時、車止めを上げておき、車両を進入させない状態にしているということですか。

設計者 : はい、そうです。

議長 : 他にありますか。

平野委員 : 2つ質問します。1つ目は、大型バス用の乗降スペースを確保し、混雑を避けるとのことだが、1台分だけですよね。スペースとして、幅、長さも足りていないと思われるが、如何でしょうか。

設計者 : 現在、バス1台分が停車できるように設計しております。

平野委員 : この幅でバスを寄せるには不十分ではないでしょうか。また、青葉山は複数の観光バスで利用されることが多く、例えば、公園に学校行事等で1学年単位など、2~3台で利用する状況があると思います。その場合、1台ずつ停車させるのでしょうか。

設計者 : 停車台数については、調整できるか検討致します。

平野委員 : 大橋そのものは、現在、それほど交通量が多くはないので、ここで多少の待ち行列が発生してもこの許可には関係ない話であると思われる。

平野委員 : 2つ目ですが、レセプションやパーティで飲食を提供する際、調理設備はIHのみとのことだが、第二種中高層住居専用地域であってもガス等を使用して頂いても良いかと思います。この程度で他の居住への影響はないと思われます。住居への影響などを心配されるのであれば遠慮しなくていいと思います。

公園課 : 当該地が文化財の埋蔵されており、ガス利用する場合は新たにガス管理設が必要であることから遺構を乱すことになることからIHヒーターの利用としております。

議長 : 許可の為に、本来の目的を達することを変えるのであれば、きちんと目的と達するように調理器具などを揃えてはどうかという事である。仙台市民の役に立つ施設になってもらいたいと思います。

事務局 : 設計と計画内容を確認し、目的が達成できるように熱源や臭気を気にせず、再度検討し対応してきたいと思います。

議長 : 私からも 2 点確認あります。バリアフリーは適用されるのか。

事務局 : バリアフリー法の規定は受けないが、ひとやさ条例の適用は受けるのでひとやさ条例に適合した設計になっております。また、計画通知の場合、届出は不要ではありますが、バリアフリーを厳守することは当然になります。

議長 : 遺構はどのようなものが埋蔵されていますか。

公園課 : 仙台藩 4 代目、伊達綱村の時代、片倉小十郎三代目景綱が移り住んだ場所になります。片倉小十郎屋敷の遺構の設計に先立ち、発掘調査したが復元までは至らなかったが、空間規模を柱割から再現したものになります。外部は回廊をイメージし、情報ラウンジに大広間、カフェを大書院と、利用者が体験できるように計画しております。

議長 : その他、意見等ないようなので、案件 1 については、同意ということよろしいか。

[一同同意]

議長 : それでは、案件 1 については、同意とする。

● 前回までの審査会案件に係る報告

・ 質疑等なし

● 建築許可の一括同意に係る報告

・ 質疑等なし

[閉 会]